

## 本検討会の位置づけについて

### 1. 経緯

特定健診・特定保健指導の制度が導入される平成20年度に先立ち、平成18年8月から平成19年3月まで「保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」として開催。

#### 【主な検討項目】

- 「標準的な健診・保健指導プログラム」（内容は健康局の検討会で議論）
- 特定健診等の実施に関する集合契約について
- 決済及びデータ送受信に関する事項等について（受診券・利用券の様式、加入関係が変わった場合のルールなど）
- 保険者における参酌標準と後期高齢者支援金の加減算について

### 2. 検討会の再開について

昨年の医療保険部会において、委員から検討の要望等（資料3参照）がなされたところ。

また、平成20・21年度の実績を踏まえ、関係者における特定健診等の取組状況について、今般、医療費適正化計画の中間評価を公表したところであり、これらを踏まえ、上記の検討会を再開し、特定健診保健指導のあり方について関係者間で検討を行う。

### 3. 今後の運営等

#### （1）開催趣旨

特定健診・特定保健指導に関連した事項について、「円滑な実施方策」に限らず、より幅広い観点から検討するため、検討会の名称は、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」とし、開催要綱を（別添）のとおり修正してはどうか。

#### （2）委員選任

委員の選任については、各団体の代表は1名を基本として委員を選任。